

みんなで防ごう 自転車事故

こんな運転していませんか？

違反! 一時不停止

違反! 歩道での歩行者妨害

違反! 右側通行

出会い頭に要注意!!

中・高校生の自転車事故の約6割は出会い頭事故です。一時停止のある交差点では、必ず一時停止しましょう。

＜群馬県内H28～R2交通事故統計データ＞

事故タイプ	割合
出会い頭	60.6%
右左折時	28.1%
車両相互	8.1%
対人	1.7%
単独	1.5%

時間にはゆとりを持って早めに登校!!

中・高校生の自転車事故は午前7、8時台に集中しています。ゆとりを持って登校しましょう。

＜群馬県内H28～R2交通事故統計データ＞

時間	件数
0時	0
1時	0
2時	0
3時	0
4時	0
5時	0
6時	100
7時	1000
8時	1100
9時	100
10時	100
11時	100
12時	100
13時	100
14時	100
15時	100
16時	100
17時	400
18時	400
19時	300
20時	100
21時	100
22時	100
23時	100

違反行為（自転車運転者講習受講の対象となります）

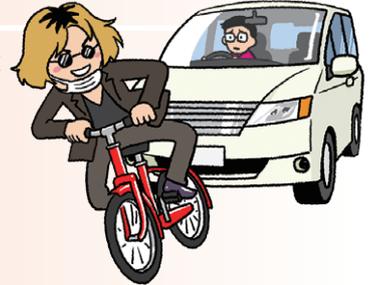
自転車運転中に交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反行為（危険行為）を反復して行くと、自転車運転者講習を受けなければなりません。受講命令に違反した場合は5万円以下の罰金が科せられます。

1 あおり運転をした（妨害運転）

※令和2年6月、改正道路交通法施行令により追加されました。

自動車やバイク、他の自転車の通行を妨げる目的で、次の行為をしてはいけません。

- ①逆走して進路をふさぐ
- ②幅寄せ
- ③進路変更
- ④不必要な急ブレーキ
- ⑤ベルを執拗に鳴らす
- ⑥車間距離の不保持
- ⑦追越し違反



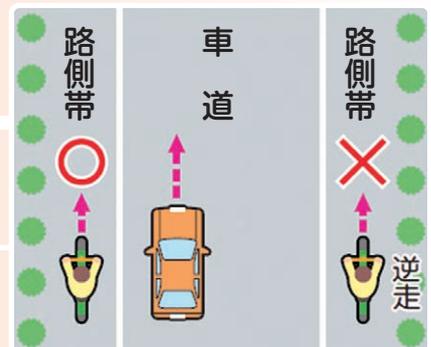
2 「止まれ」の標識がある交差点で、一時停止をしなかった（指定場所一時不停止等）

「止まれ」の標識がある交差点では必ず一時停止をし、交差道路から車がきていないかどうかしっかり確かめましょう。



3 右側通行をした（通行区分違反）

自転車は「車両の仲間」です。原則として、車道の左側を通行しなければなりません。



4 路側帯通行のルールを守らなかった（路側帯通行時の歩行者の通行妨害等）

道路の左側に、歩道の代わりに「路側帯」があるときは、そこを通行することができますが、歩道と同様、歩行者の通行が優先です。

5 信号に従わないで通行した（信号無視）

信号無視が危険であることはもちろんですが、たとえ信号が「青」でも、右・左折車と衝突する危険がありますので、しっかり安全を確かめてから通行しましょう。



その他の危険行為

- 通行禁止違反
- 歩行者用道路における義務違反（徐行違反）
- 遮断踏切立入り
- 交差点安全進行義務違反等
- 制動装置（ブレーキ）不良自転車運転
- 交差点優先車妨害等
- 酒酔い運転
- 環状交差点安全進行義務違反等
- 歩道通行時の通行方法違反等
- 安全運転義務違反

群馬県交通安全条例が改正されました

改正点1 自転車保険の加入義務化

改正点2 自転車用ヘルメット着用努力義務化

詳しくは [群馬県交通安全条例](#) 検索

群馬県 HP

